

市議会議員各位

短縮した夏季休業期間における給食等の提供について

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市立学校の臨時休業期間が長期化したことに伴い、今年度に限り夏季休業期間を短縮し、授業を実施することとしている。

当初、小学校は午前中までの授業としていたが、5月25日以降に臨時休業となった学校や分散登校中に授業を十分に確保できなかった学校等があり、授業時数の確保が一律でない状況がある。

これらの状況を踏まえて、教育委員会で協議した結果、今回、7月20日から7月31日までの間、給食を提供することとし、午後からも授業等を実施することが可能となる環境を整えることとした。

また、中学校は8月3日以降も午後まで授業を実施する必要があることから、パンや牛乳などの簡易な昼食を提供することとした。

2 提供期間・内容

(1) 7月20日(月)～7月31日(金)【8日間】

小学校・中学校・特別支援学校 給食を提供

※7月分として徴収する給食費で対応するため、8日分の給食費を保護者からの追加徴収はしない。

(2) 8月3日(月)～8月5日(水)【3日間】

8月17日(月)～8月26日(水)【8日間】

中学校 パン・牛乳等を提供

※パン・牛乳等の提供については公費負担により対応する。

【問合せ先】

教育委員会学校保健課・角野

電話 582-2381